

福祉関係の各計画を策定しました

～町ホームページやゆとろ窓口でご覧いただけます～

◆第8期 当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生きがいに満ちた日常生活を営むことができるよう、地域全体で支えていく「地域包括ケアシステム」の深化を進めるため策定しました。

▼閲覧先・問合せ

- ・介護課高齢者支援係（ゆとろ内・☎27-5131）
- ・介護課介護保険係（ゆとろ内・☎23-3029）



基本理念
ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり

詳細は
こちら→



基本目標

①住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

相談機能を充実させ、情報提供や周知を図ります。また、医療・介護の連携を推進し、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう早期発見・対応の仕組みづくり、家族・介護者の支援等のケア体制を整備します。

さらに、成年後見支援センターを令和3年度中に設立し、高齢者の権利を守る仕組みづくりをします。

②健やかに自分らしく暮らせるまちづくり

心身の機能低下をできるだけ防ぎ、健康でいきいきと暮らしていけるよう健康づくりなどを推進します。

介護予防のために健診データなどを活用した施策や事業を企画します。

地域の高齢者の自発的な取り組み、幅広い生活支援の担い手の活動等を支援します。

③地域とつながり、備えるまちづくり

住民同士が当たり前のように日常的につながり、支え合うまちを目指し、住民が集い、交流する場づくりを進めます。

また、災害時・緊急時や新型コロナウイルス感染症のような治療法が確立されていない感染症が蔓延した場合に備え、関係機関と連携しながら、迅速かつ効率的な支援、情報の共有や提供できる体制を整備します。

◆当別町障がい福祉基本計画

障がいがある方の自立生活や社会参加の促進等を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し策定しました。この計画は次の3つの計画を一体的に策定しています。

- ・障がい者基本計画（第4次・平成30～令和5年度）
～基本理念と背策の展開について
- ・障がい福祉計画（第6期・令和3～5年度）
- ・障がい児福祉計画（第2期・令和3～5年度）
～福祉サービス等の見込み量や、体制確保のための方策について

▼閲覧先・問合せ

介護課障がい支援係
（ゆとろ内・☎25-2665）

詳細は
こちら→



基本理念

- ①障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します
- ③地域の支援力を高めます

基本方針

- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活
 - ・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します

高齢者肺炎球菌予防接種 接種はお済みですか？

肺炎球菌による肺炎は、予防接種で重症化や発症を防ぐことが期待できます（※新型コロナウイルス感染症に対する予防接種ではありません）。70～100歳までの5歳きざみの年齢の方は平成28年度にも定期接種の対象となっていたため、高齢者肺炎球菌予防接種済証をご確認ください。1度接種したことがある方は対象外です。接種歴がわからない方は問合せください。対象者は毎年異なり、対象の方は機会を逃さないよう、感染症の流行状況に合わせて接種しましょう。

▼期限 令和4年3月31日（木）

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（p.30）に掲載しています。希望者は事前に医療機関へ予約してください。
- ・入院または入所中など、町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。
- ・体調の悪い時を避け、マスクを必ず着用しましょう。

▼対象者

※誕生日前でも接種できます。接種回数は1回です。

①次の年齢（生年月日）の方

- ・65歳（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生）
- ・70歳（昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生）
- ・75歳（昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生）
- ・80歳（昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生）
- ・85歳（昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生）
- ・90歳（昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生）
- ・95歳（大正15年4月2日～昭和2年4月1日生）
- ・100歳（大正10年4月2日～大正11年4月1日生）

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級程度）

▼問合せ 保健福祉課健康推進係

（ゆとろ内・☎23-4044）

国民年金保険料 ～前納と変更手続きについて～

【国民年金保険料の支払いは前納がお得！】

令和3年度国民年金保険料は月額16,610円です。保険料の納付は「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」がお得です。また、納付書やクレジットカードによる納付よりも口座振替の方が、割引額が多くお得です。口座振替での前納の申込みは、2月末で一部終了していますが、6カ月前納（10月～翌年3月分）は8月末まで手続きが可能です。

納付方法	割引額			
	1カ月（早割）	6カ月前納	1年前納	2年前納
納付書・クレジットカード	—	810円	3,540円	14,590円
口座振替	毎月50円 （年間600円）	1,130円	4,180円	15,850円

【国民年金への変更手続きはお済みですか？】

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入が義務付けられており、勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届け出が必要です。また、扶養の配偶者も届け出が必要です。

年金手帳など基礎年金番号がわかるものと、社会保険の離脱を証明する書類を持参し、役場の戸籍年金係または年金事務所で手続きしてください。

なお、退職を理由とした保険料免除を希望される場合は、雇用保険の離職票もご持参ください。

▼問合せ

・役場住民課戸籍年金係（☎23-2463）

・札幌北年金事務所（☎011-717-4133）

広 告

広 告